

○議長 小田 武人君

9 番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

おはようございます。9 番、辻本でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、通告書に記載しておりました、字句の中で、罹災者という言葉を使っていますが、被災者というのがまあ小さな、同じ同類語ですが、罹災というのは大きな自然災害のときが、大体罹災という言葉を使うようでございますので、ここで被災者という言葉を使わせていただきます。

私のですね、今回の質問の要旨、趣旨でございますが、火災における被災者の対応についてということをお尋ねさせていただきます。この趣旨は先月 29 日に発生しました、緑ヶ丘の町営住宅の火災において、1 名の方がお亡くなりになったという痛ましい事故が発生したことは、皆さん御承知のとおりでございます。夜だったら、もっとひどい大きな火災になっとなったんじゃないかなと私は思います。現場では消防団、それから郡の消防署、基地の消防隊消防班の方がですね、必死にですね、消火活動を行っておられましたけれども、やはり火の手、煙、すごい煙も出ておりました。その中で、3 階におられた一人の男性の方が下りられない状況がありまして、郡消の方から、「そのままおってください。」という話をしてありました。その方は心配そうにその消火活動を見つめていたという状況も目撃しております。

私が言いたいのは、災害はですね、いつ発生するかわからない。にもかかわらず、やっぱりこうして火災というのは、特に町内で年間に何回も発生しております。起きてしまったことは仕方ありませんが、発生後の対応。公民館で集まっていたいて、職員とのやり取りがずっとあったようですが、その中で、被災者の方々からいら立ちの声が上がったと聞いております。この内容をいろいろ聞くつもりはありません。でもこのことはですね、被災者の方々への対応の中で、やはりこういった場合には迅速、的確な対応ができなかったということだと私は思います。関係の課、いくつあるかわかりませんが、その課が対応すべき事項の整理ができてなかったのではないかとことを考えます。したがって町内には町営住宅、人口、世帯の割には、行政面積が狭い関係でしょう。町営住宅多い中ではありますが、町営住宅だけに関わらず、戸別住宅、高層住宅、集合住宅とさまざまな住宅があります。その中で、今回は町営住宅に絞ってお尋ねさせていただきます。と思います。

まず一つ、要旨の 1、火災の発生原因と被災状況について 答え願いたいと思います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

火災の発生原因と被災の状況という形の中で御説明したいと思います。

平成 27 年第 2 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

発生場所につきましては、町営住宅の 7-12 棟の 1 階より出火をしております。出火原因としましては、居間の電源コードからのトラッキング現象による出火という形の中で報告を受けております。このトラッキング現象とはどういうものかといいますと、コンセントやテーブルタップに長期間電源とプラグを差し込んでいたため、コンセントとプラグとの隙間に徐々にほこりが溜まり、そのほこりが湿気を呼ぶことによって、プラグ両極間で火花放電が繰り返され、そして、絶縁状態が悪くなり、プラグ両極間に電気が流れて発熱し、ついには発火することがこのトラッキング現象という形で、長期間コンセントを差しっ放しにして、ごみがたまって、そこから出火したというのが出火原因であろうというふうに言われております。あと、総務課で把握しております被害の状況につきましては、出火元である 1 階の一室部分は、全焼。2 階の一室は、半焼及び消火活動による水損。3 階の一室は、一部水損及び窓ガラスの破損。4 階の一室は、一部水損及び窓ガラスの破損。5 階の一室は、室外機のカバーの融解。出火元、対面 1 階の一室につきましては、室外機の融解と観葉植物の焼失です。それと、火災によりまして、ライフラインであります、ガス、水道、電気が 10 室使用できないという状況になっております。それと車両につきまして、2 台の車両がこの火災の影響により一部損傷をしております。先ほど辻本議員さんも言われましたとおり、人的被害としては、1 名女性がお亡くなりなられているということになっております。それとあと、軽症という形で、やけど、それと火災等によりまして、煙等を吸って気分が悪くなったという方が 6 名ほど出たという形が今回の火災の現状となります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

ちなみに何世帯になるんですかね。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

一応、10 世帯という形になります。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

では、現在、被災された方々はどのような状況におかれているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

火元を含む 10 世帯のうち、向かい側の 5 世帯については、今、家屋が電気、ガス、水道とも復旧しておりますので、現在の家に住まわれていらっしゃいます。火災元の 1 号列につきましても、電気、ガス、水道とも復旧しておりませんので、町営住宅の空き家をあっせんして 3 世帯の方は町営住宅、1 世帯の方は娘さんがいらっしゃる住宅、1 世帯の方はちょうど退去中の手続きだったので、新たな住宅に住まわれております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

では、実際焼けました建物の復旧時期の見込みはいつごろでしょう。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

火元の向かい側の 2 号列につきましても、火災の翌日、土曜日からは電気、ガス、水道の復旧に努めております。それで、ガス、水道は、2 号列は翌日の午前中に復旧しております。それと電気につきましても、2 階から 5 階が翌日の午後。火元の向かい側の 1 階の方については、火災当日、九電のほうで電気メーターを撤去。それと火元からの炎が向かい側ですので、屋内配線の影響があるということで、電気の復旧は 6 月の 2 日の午前中に復旧しております。火元の 1 号列については、損傷の程度がひどく、まだ復旧の見込みはついておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

今、出火原因と被災の状況、それから現状おかれている被災者の方々たちの内容がよくわかりました。それでは次に行きますが、要旨 2 の被災者への対応についてお尋ねしますが、まず、被災者への対応マニュアルというのがあるかないかお答えください。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

環境住宅課では、町営住宅の維持管理が所掌事務となっておりますので、この火事に関するマニュアルというものはございません。

平成 27 年第 2 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

以上です。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

本町では風水害、地震、津波、原子力等に関する災害を対象とした芦屋町地域防災計画で、被災した方の対応については、どの部署でどのようにするか、きのうの質問もございましたが、一応ございます。しかしながら、火災により被災した場合、当該被災者に対する支援マニュアル、被災した方たちを支援するマニュアル的なものはございません。今回のように10世帯もの皆さんが被災するような事象がこれまでなかったこともございまして、火災にあったときについては、その都度、被災者にお聞きしながら対応してきたのが、現実ではなかったのかと思っております。しかしながら、被災し、きょう寝泊りするところがない方もおられるでしょうし、また正常な生活ができるまでの支援ということもございます。つきましては、先進事例などを参考にしつつ、火災等における被災者支援対応マニュアルの整備にとりかかる所存でございます。

以上でございます

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、副町長より説明がありましたので、まあこれはぜひですね、早急につくっていただきたいと思えます。なぜ、私、こんなこと聞くかというのは、職員の方、今、後ろに新人の方おられ、勉強中ですが、やはり職員の方は何年かで配置されますね。配置されるわけですから、新しい職場に入って、またそこから一からやるということになりますが、今、ちょっと話が出ましたように、二、三年前にもあの同じ棟で火災が発生しました。そのときも私の記憶の中では、1名お亡くなりになったんじゃないかなと思っております。いずれにしてもこの被災者への支援対応マニュアルといえますか、本当に大事なことでございます。要するに、即対処できるように体制づくりをするためのマニュアルというのが必要だと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

それから、次に行きますが、まあ今回みたいな突発的な事態の場合ですね、やっぱり今、言いました、居、住まい、住まいや衣服等の家財の調達はどうしようとか、食事はどうするかとか、まあいろいろな生活資金などについても、これからどうすりゃいいかと。やっぱり不安感を持つのは誰しも同じことだと思います。そこで、実際、今、具体的にちょっと言われましたけど、被災された方々に対する支援する内容というのは、いくつも多岐に渡ろうかと思いますが、主だったものをいくつか御説明願いたいと思えます。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

これは、先進地の事例ということで、お答えさせていただきたいと思いますが、まずは災害の御見舞金、それから今、言われました生活資金の貸し付け、それから今回もそのようにしましたが、町営住宅の特定入居、そして火災の廃棄物の処理。罹災証明の交付。相談業務の御案内等々いろいろなものがあるかと思います。そういう先進地の事例を参考にしつつ、今後早急に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

追加させていただきたいと思えます。今、副町長が言われました、今、現在、町としては、芦屋町の災害弔慰金及び見舞金に関する条例がございます。それに基づきまして、被災された状況を確認し、見舞金を贈るような形で準備を今、進めています。ちなみに全焼の場合は15万円、半焼の場合は8万円、その他の小規模災害の場合は2万円という形の中で条例で決めていますので、この支給については、今、決裁を取っているという状況になります。それと、1名の方が亡なられていますので、遺族に対して、見舞金、弔慰金という形の中で、20万という形で贈るように考えております。それと、もう一つ、芦屋町の小規模災害救助金支給規程に基づきまして、罹災しております世帯人数によりまして、小額でプラスアルファをして支給するという形の中で手続を進めている状況になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、お聞きしますと、具体的にそういう見舞金制度みたいなのはちゃんとできているわけですね。今、私言いましたように、やはり非常に、自分のところが火元だったら、まあ、まだしも自覚できますけど、全く違うところから出ている。その分に基づいて、被害をこうむるわけですので、まず予期しない、一つの災害だと思います。そういう面ではしっかりと対応していただきたいと思えます。

そこで、ちょっとお尋ねですが、例えば、町営住宅は芦屋町は結構ありますが、そういった場合に対応できるようにいくつか、どの程度確保してあるのか。町営住宅の戸数といますか、部屋数といますか。お答えください。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町営住宅には現在、空き戸数が 100 戸ほどありますが、現在、後水住宅の移転、高浜・浜口・鶴松団地からの移転等の対応をしておりますので、空き数は若干少なくなっております。ですが、全部が満室ということではありませんので、今回もその空き住居の中から程度のいい、すぐ住めるような状況のものをピックアップしまして、被災された方にあっせんをしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

ではですね、最後になりますが、今回の火災を教訓にして生かすためにはですね、これからどんなことに留意して支援をしていこうと考えておられるのか。ちょっと具体的なことをお尋ねしたいと思います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

支援というか、町営住宅係としましては、今回の火事に際しまして、現在、町営住宅入居されている方にですね、まずはその火災予防ということで、トラッキング現象というもので、火事になった。これは先ほど総務課長も説明しましたが、長期間ずっとコンセントをつなぎっ放しになると、火災の元になるということです。そういった予防措置についてのお知らせ。それと、集合住宅ですので、ベランダ等に避難経路を確保するようになっておりますので、そういったところの物を置いていたりとか、そういったことの避難通路の確保について。それと、緊急車両等が来たときにも対応できるように、町営住宅区域内には駐車禁止区域というのも設けております。そういった禁止区域に車をとめることがないような徹底。それと、火災保険、それと賠償責任保険への加入のお勧め。それと今回、町営住宅係が火事が出て職員が現場に 2 名行きまして、それと庁舎に残っている職員で火元の方とか、その 10 世帯の方に火事の状況とか、安否確認を行いました。ただ、そのときにうちが、住宅係で持っている緊急連絡先が、もう、現在使われていない電話番号であったり、人がいらっしやなかったりとかいうようなこともございましたので、緊急連絡先の再度の届出。こういったものを町営住宅にお住まいの方にお知らせして、周知、徹底を図りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

そうですね、確かにですね、今の話を聞いてわかったのは、やっぱり入居されるときに、今の話ですね。しっかりと、この火災予防の意識づけといいますか。やっぱり必要だと思います。どちらかという町営住宅やからということで、ただ入居するだけよ、という意識はけっこう大きいと思います。そういうところをしっかりとこれからですね、入居される方にお知らせをして、火災保険、特に建物には入るわけにはいきませんが、家財とかは個人的に入れるわけですので、自分の財産は自分で守るという意識は非常に大事なことだと思っています。私も消防団員ですから、消防団にも火災保険があります。安い掛け金でいけますので、こういうのはしっかりと PR してやって、私たちもやっていかないけんと思いますし、皆さんも一緒にお知らせしていただきたいと思います。

最後に、今までの小さな話かも知れませんが、今回の火災対応についての報告を町長も受けられたと思います。町民の生命、財産を守るという視点から、今後、今、どのようにしていった方がいいのかということをお聞かせください。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まずは、この場をお借りいたしまして、お亡くなりになられました方に対しまして、心からお見舞い、そして御冥福をお祈り申し上げますところでございます。

先ほど来より、辻本議員からいろいろな御指摘がございましたように、大事なはこの教訓をいかに生かすか、そして、実行できるものにするかということではないかと思っております。私も消防団に 13 年間入らせていただいておりますが、今回のように町営住宅が、一階が火元なんです、その両サイド 10 世帯にわたって被害が大小ありますが、こういうことは初めてであります。担当はすぐ行って、それなりのそれぞれの自分たちの役目というのは、しっかり果たしておるのではないかとと思っております。後は電話でいろいろ指示はさせていただきました。とにかく被災者、その人が今晚どうするのかという、これがまず第一で、まず落ち着いて、精神的にもいろいろ動揺されておられるでしょうから、この方たちのフォローをいかにするか。それから 2 日目になりますと、やや落ち着いてくるし、いろいろな復旧作業がありますので、その辺については、また、それぞれの個別にですね、環境住宅課としては、精一杯その方たちのお話を聞いて、それぞれの思いでできることと、できないことがございますので、それで今、おさまっておるというのが現状であるわけでございます。

平成 27 年第 2 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

マニュアルのほうでございますが、しかし、確かにマニュアルというのはある程度はつくらなければならないと思うんですが、非常にマニュアルは大事なんですけど、これは何ですかね、その場にいないとわからない状況、そういうことがものすごく大きいわけですよ。だから、その個人個人、担当の方のいわゆる能力をいかに高めるか。処理の仕方。言葉一つにしてもですね。そういうことで、今後、職員の教育も、こういう場合についての教育をしなければならない。もちろんマニュアルは、それに沿ったマニュアルはつくるということは、やぶさかではないと思っております。今回、この質問は、今までこういうことを体験していったことがなかったことでございますので、貴重な質問をいただきましてありがとうございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

ありがとうございました。今も町長がおっしゃったですね、私もそれが言いたかったんです。要は対応力を養っていただきたいと、そういう思いでありましたので、こういう質問をさせていただきましたが、特に、こういう今回の事例にして、火災災害の悲惨さといいますか、再認識をしていただくために質問をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。